

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（第二条関係）	．．．．．	3
○ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）（附則第二項関係）	．．．．．	18

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（警察官をもつて充てる職）</p> <p>第一条の二 法第三十四条第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。</p> <p>警察大学校長</p> <p>管区警察局部長（情報通信部長を除く。）</p> <p>四国警察支局長</p> <p>管区警察学校長</p> <p>附則</p> <p>1～24（略）</p> <p>25 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十三項の規定にかかわらず、同項に定める人員に成田国際空港警備隊の警察官千人を加えた人員とする。</p> <p>26（略）</p> <p>27 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員に同号の表埼玉県、</p>	<p>（警察官をもつて充てる職）</p> <p>第一条の二 法第三十四条第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。</p> <p>警察大学校長</p> <p>管区警察局部長（情報通信部長を除く。）</p> <p>管区警察学校長</p> <p>附則</p> <p>1～24（略）</p> <p>25 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十三項の規定にかかわらず、同項に定める人員に成田国際空港警備隊の警察官千五百人を加えた人員とする。</p> <p>26（略）</p> <p>27 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員に別表第三第二号の</p>

千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警視については十三人、警部については三十人、警部補（巡査部長を含む。）については五百七十四人をそれぞれ加えた人員とする。

28  
～  
35  
（略）

表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警視については十九人、警部については三十七人、警部補（巡査部長を含む。）については三百九十一人をそれぞれ加えた人員とする。

28  
～  
35  
（略）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 警備局（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第六章 情報通信局（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第七章 管区警察局（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第八章 補則（第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（公文書監理官）</p> <p>第二条の二 長官官房に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 公文書監理官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>（サイバーセキュリティ・情報化審議官）</p> <p>第二条の三（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 警備局（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第六章 情報通信局（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第七章 管区警察局（第四十七条）</p> <p>第八章 補則（第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（サイバーセキュリティ・情報化審議官）</p> <p>第二条の二（略）</p>

(長官官房の分課)

第七条 長官官房に、次の五課及び国家公安委員会会務官一人を置く。

総務課

企画課

人事課

会計課

給与厚生課

(削る)

(総務課)

第八条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察庁の機密に関すること。

二 警察庁長官（以下「長官」という。）の官印及び警察庁の庁印の管守に関すること。

三 国会との連絡に関すること。

四 国立国会図書館支部警察庁図書館に関すること。

五 所管行政に関する総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

(長官官房の分課)

第七条 長官官房に、次の五課及び国家公安委員会会務官一人を置く。

総務課

人事課

会計課

給与厚生課

国際課

(総務課)

第八条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察庁の機密に関すること。

二 警察庁長官（以下「長官」という。）の官印及び警察庁の庁印の管守に関すること。

三 国会との連絡に関すること。

四 国立国会図書館支部警察庁図書館に関すること。

五 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

六 警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 六| 広報に関すること。
- 七| 情報の公開に関すること。
- 八| 個人情報の保護に関すること。
- 九| 留置施設に関すること。
- 十| 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- 十一| 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 十二| 前各号に掲げるもののほか、長官官房内の他の所掌に属しないこと。

(企画課)

第九条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一| 所管行政に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二| 所管行政に関する総合調整に関すること（総合的又は基本的な政策の企画及び立案に係るものに限る。）。
- 三| 警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な

- 七| 所管行政に関する政策の評価に関すること。
- 八| 警察の組織に関すること。
- 九| 法令案その他公文書類の審査及び進達に関すること。
- 十| 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 十一| 官報掲載に関すること。
- 十二| 広報に関すること。
- 十三| 情報の公開に関すること。
- 十四| 個人情報の保護に関すること。
- 十五| 留置施設に関すること。
- 十六| 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (新設)
- 十七| 前各号に掲げるもののほか、長官官房内の他の所掌に属しないこと。

(新設)

方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。

四 所管行政に関する政策の評価に関する事。

五 警察の組織に関する事。

六 法令案その他公文書類の審査及び進達に関する事。

七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

八 官報掲載に関する事。

九 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関する事。

十 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

（人事課）

第十条 （略）

（会計課）

第十一条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計に関する事。

二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関する事。

三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち警察庁の所掌に係るものに関する事。

四 国有財産及び物品の管理及び処分に関する事。

五 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産及び物品の管理及

（人事課）

第九条 （略）

（会計課）

第十条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計に関する事。

二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関する事。

三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち警察庁の所掌に係るものに関する事。

四 国有財産及び物品の管理及び処分に関する事。

五 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産及び物品の管理及

び処分のうち警察庁の所掌に係るものに関する事。

- 六 会計の監査に関する事。
- 七 庁舎の営繕に関する事。
- 八 庁内の取締りに関する事。
- 九 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の施行に関する事。
- 十 警察装備に関する企画及び立案並びに警察装備の研究及び開発並びに使用基準に関する事。
- 十一 警察装備の整備計画に関する事。
- 十二 警察用航空機の運用に関する事。
- 十三 拳銃の修理及び弾薬の製造に関する事。
- 十四 警察官の服制に関する事。

（給与厚生課）

第十二条 （略）

（削る）

び処分のうち警察庁の所掌に係るものに関する事。

- 六 会計の監査に関する事。
- 七 庁舎の営繕に関する事。
- 八 庁内の取締りに関する事。
- （新設）
- 九 警察装備に関する企画及び立案並びに警察装備の研究及び開発並びに使用基準に関する事。
- 十 警察装備の整備計画に関する事。
- （新設）
- 十一 拳銃の修理及び弾薬の製造に関する事。
- 十二 警察官の服制に関する事。

（給与厚生課）

第十一条 （略）

（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関する事。
- 二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、他の所掌に属しないものに関する事。



(生活安全局の分課)

第十四条 生活安全局に、次の四課及び生活経済対策管理官一人を置く。

生活安全企画課

(削る)

少年課

保安課

情報技術犯罪対策課

(生活安全企画課)

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 局の所掌に係る警察(以下この条において「生活安全警察等」という。)に関する制度及び生活安全警察等の運営に関する企画及び立案に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。

三 犯罪の予防一般に関すること。

四 局の事務の総合調整に関すること。

五 生活安全警察等に関する法令の調査及び研究に関すること。

六 生活安全警察等に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。

七 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(生活安全局の分課)

第十四条 生活安全局に、次の五課及び生活経済対策管理官一人を置く。

生活安全企画課

地域課

少年課

保安課

情報技術犯罪対策課

(生活安全企画課)

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 局の所掌に係る警察(以下この条において「生活安全警察等」という。)に関する制度及び生活安全警察等の運営に関する企画及び立案に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。

三 犯罪の予防一般に関すること。

四 局の事務の総合調整に関すること。

五 生活安全警察等に関する法令の調査及び研究に関すること。

六 生活安全警察等に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。

七 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

- 八 地域警察に関すること。
- 九 水上警察に関すること。
- 十 鉄道警察に関すること。
- 十一 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- 十二 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- 十三 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- 十四 警察通信指令に関すること。
- 十五 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三三号）の施行に関すること。
- 十六 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。
- 十七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。
- 十八 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関すること。
- 十九 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の施行に関すること。
- 二十 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関すること。
- 二十一 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関すること。
- 二十二 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法

- （新設）
- 八 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三三号）の施行に関すること。
- 九 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。
- 十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。
- 十一 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関すること。
- 十二 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の施行に関すること。
- 十三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関すること。
- 十四 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関すること。
- 十五 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律

律第六十五号)の施行に関すること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

第十六条 削除

(保安課)

第十八条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

第六十五号)の施行に関すること(地域課の所掌に属するものを除く。)

十六 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

(地域課)

第十六条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

一 地域警察に関すること。

二 水上警察に関すること。

三 鉄道警察に関すること。

四 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。

五 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

六 雑踏警備に関すること。

七 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

八 警察通信指令に関すること。

九 遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の施行に関すること。

十 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十六条に規定する犯罪の取締りに関すること。

(保安課)

第十八条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

五〇九 (略)

#### 第五章 警備局

(警備局の分課)

第三十六条 警備局に、外事情報部及び警備運用部に置くもののほか、次の二課を置く。

警備企画課

公安課

(削る)

2 外事情報部に、次の二課を置く。

外事課

国際テロリズム対策課

一〇三 (略)

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。

五〇九 (略)

#### 第五章 警備局

(警備局の分課)

第三十六条 警備局に、外事情報部に置くもののほか、次の三課を置く。

警備企画課

公安課

警備課

2 外事情報部に、次の二課を置く。

外事課

国際テロリズム対策課

3 警備運用部に、次の二課を置く。

警備第一課

警備第二課

(警備企画課)

第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 五 (略)

(削る)

六 十 (略)

(削る)

(新設)

(警備企画課)

第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 警察法第七十一条第一項の緊急事態及び同法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するための計画に関すること。

七 十一 (略)

(警備課)

第三十九条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

一 第三十七条第六号に規定する計画の実施に関すること。

二 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

三 核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。

四 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十九項に規定する特定病原体等をい

(外事課)

第三十九条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 次に掲げる犯罪の取締りに関すること（国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。）。

イ・ロ (略)

ハ 前条第二号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

三・四 (略)

(国際テロリズム対策課)

第四十条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさどる

(外事課)

第四十条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 次に掲げる犯罪の取締りに関すること（国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。）。

イ・ロ (略)

ハ 第三十八条第二号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

三・四 (略)

(国際テロリズム対策課)

第四十一条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさど

- う。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第四十一条第一号において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。
- 五 災害警備に関すること。
- 六 機動隊の管理一般に関すること。
- 七 消防機関及び水防機関との協力援助に関すること。
- 八 警衛に関すること。
- 九 警護に関すること。

る。  
一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第四十二条第三号において同じ。）に関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

二 (略)

(警備第一課)

第四十一条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 部の事務の総合調整に関すること。
- 二 部の事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること（警備第二課の所掌に属するものを除く。）
- 四 機動隊の管理一般に関すること。
- 五 警衛に関すること。
- 六 警護に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(警備第二課)

第四十二条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

る。  
一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

二 (略)

(新設)

(新設)

一 警察法第七十一条第一項の緊急事態及び同法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。

三 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十九項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

四 災害警備に関すること。

五 消防機関及び水防機関との協力援助に関すること。

## 第六章 情報通信局

（情報通信局の分課）

第四十三条（略）

（情報通信企画課）

第四十四条（略）

## 第六章 情報通信局

（情報通信局の分課）

第四十二条（略）

（情報通信企画課）

第四十三条（略）



(情報管理課)

第四十五条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

(通信施設課)

第四十六条 (略)

(情報技術解析課)

第四十七条 (略)

## 第七章 管区警察局

(管区警察局の内部組織)

第四十八条 管区警察局に、次の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

総務監察部

広域調整部

情報通信部

2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域調整部に代え

(情報管理課)

第四十四条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 犯罪統計を除く警察統計に関すること。

四 (略)

(通信施設課)

第四十五条 (略)

(情報技術解析課)

第四十六条 (略)

## 第七章 管区警察局

(管区警察局の内部組織)

第四十七条 管区警察局に、次の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

総務監察部

広域調整部

情報通信部

2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域

<p>総務監察・広域調整部を置く。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。</p> <p>(警察支局の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第四十九条 中国四国管区警察局に、四国警察支局を置く。</p> <p>2 四国警察支局は、高松市に置き、その管轄区域は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県とする。</p> <p>第八章 補則</p> <p>(所掌事務に関する特例措置)</p> <p>第五十条 (略)</p>	<p>調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第八章 補則</p> <p>(所掌事務に関する特例措置)</p> <p>第四十八条 (略)</p>
--	---

○ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）（附則第二項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（警察庁組織令の一部改正）</p> <p>第三条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「の施行に関する事務に」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務に」に改める。</p> <p>第四十二条第二号中「の施行」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行」に、「の防護」を「及び特定放射性同位元素の防護」に改める。</p>	<p>（警察庁組織令の一部改正）</p> <p>第三条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「の施行に関する事務に」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務に」に改める。</p> <p>第三十九条第三号中「の施行」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行」に、「の防護」を「及び特定放射性同位元素の防護」に改める。</p>